北海道森林管理局素材等検知業務請負仕様書

制　　定　平成２５年　４月１８日　２５北資二第　９号
最終改正　平成２９年　３月２９日　２８北資二第４６号

（適用範囲）

第１条　この仕様書は、北海道森林管理局管内における製品生産事業により生産された素材、薪、末木枝条、根株等（以下、「素材等」という。）の検知業務請負に適用する。

２　この仕様書は、製品生産事業請負標準仕様書（平成２０年３月３１日付け１９林国業第２３９号）のほか、素材等検知業務請負の実行に関し特別必要な事項について定めるものであり、個々の契約に関し特別必要な事項については、特記仕様書によるものとする。

３　北海道森林管理局製品生産事業請負事務取扱要領（平成１８年３月３１日付け１７北販二第４２号。以下、「事務取扱要領」という。）契約書様式第１号「製品生産事業請負契約書」（以下、「契約書」という）、図面及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

（検知業務の範囲）

第２条　素材等の計量、計測（素材の日本農林規格（昭和４２年１２月８日付け農林省告示第１８４１号）に基づく素材の長さ及び径の測定）、樹種別区分、品等・品質の区分格付、素材の表示、層積検知にあっては層積の測定及び測定箇所の明示、北海道森林管理局製品生産事業請負仕様書（平成２４年３月３０日付け２３北販二第１０３３号。以下、「仕様書」という。）様式７「検知野帳」の作成とする。

（検知の分類）

第３条　検知はその実施方法により次のとおり分類するものとする。

（１）　形量・品質検知

素材単木ごとに長級、径級及び品等格付（品等区分）を行い、これを表示することをいう。

（２）　数量検知

ア　椪検知

形量・品質検知を終了し、集積された素材（以下、「椪」という。）を樹種、長級、径級及び品等ごとに野帳に集計し、材積を確定することをいう。

イ　層積検知

地上に巻立又は車上に積載された素材について、長さ、高さ、幅（材長）を測定し材積を確定することをいう。

（検知業務請負の場所）

第４条　検知業務請負の場所は、事務取扱要領契約書様式第１号「契約書」又は設計図書

で指定した土場とする。

（野帳類及び検知用器具等）

第５条　検知に用いる計測器具等（検知尺、巻尺等）は森林管理署長又は支署長（以下、「森林管理署長等」という。）が指定したものとする。

２　請負者は、森林管理署長等から支給される仕様書様式７「検知野帳」その他契約履行に関して必要な帳票等（以下、「帳票等」という。）を利用するものとする。ただし、監督職員が認めた場合は、任意の帳票等によることができるものとする。

（検知業務等に関する講習の受講）

第６条　請負者は、検知業務に従事する者について、検知業務等に関する講習を受講する機会を得るよう努めるものとする。なお、森林管理署長等が検知業務等に関する講習を企画した場合は、それに検知業務に従事する者を受講させるものとする。

（検知業務の実施）

第７条　請負者は、素材検知業務の実績のある者に素材等の検知を行わせなければならない。ただし、自動選別機の計測装置を活用して計測する場合又は品等格付を行わず計測・集計のみの場合は、この限りではない。

２　請負者は、素材単木ごとに検知を行う場合においては、樹種別区分、長さ及び径の測定並びに品等の格付けを行い、野帳に記録するものとする。ただし、自動選別機の計測装置を活用して計測し素材１本ごとのデータが蓄積される場合は、この限りではない。

３　請負者は、山元土場又は最終土場に搬入された素材等については、原則として搬入された当日内に検知を完了させなければならない。

４　請負者は、監督職員に素材の品等格付等について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。また、採材寸法に定められた長さと異なる素材が発見されたときは、監督職員の指示に従わなければならない。

（素材の表示）

第８条　素材の表示の方法は次によるものとする。

（１）　形量・品等検知を要する材（径級３０ｃｍ上）

ア　委託販売のうち有利販売及び普及宣伝用素材

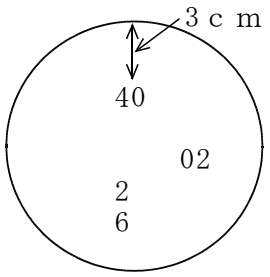

02・・・・・素材品等

40・・・・・丸太の経４０ｃｍ

2
6・・・・・材　　長２．６ｍ

イ　その他の素材

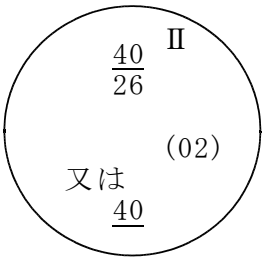

Ⅱ　・・・・・素材品等
(02)・・・・・素材品等２等（寸面刻印使用の場合）
40　・・・・・丸太の径４０ｃｍ
26　・・・・・材　　長２．６ｍ
40　・・・・・丸太の径４０ｃｍ（材長省略の場合）

（２）　形量検知のみの素材（径級２８ｃｍ下）

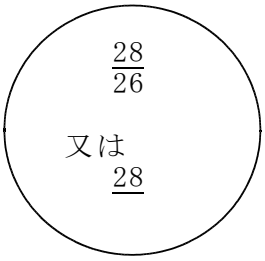

28・・・・・丸太の径２８ｃｍ
26・・・・・材　　長２．６ｍ
28・・・・・丸太の径２８ｃｍ（材長省略の場合）

（３）　空胴控除材

ア　形量・品等検知材（径級３０ｃｍ上）であって、委託販売材のうち有利販売及び普及宣伝用素材

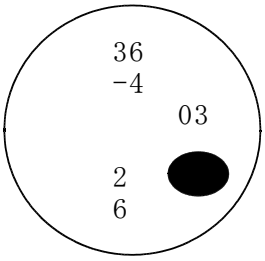

03　・・・・・素材品等
36　・・・・・体積控除経３６ｃｍ
-4　・・・・・減　　寸４ｃｍ（丸太径４０ｃｍ）
2
6　・・・・・材　　長２．６ｍ
●　・・・・・空　　洞

イ　その他の素材

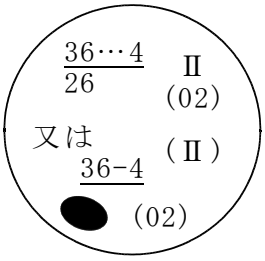

Ⅱ　・・・・・素材品等
(02)・・・・・素材品等２等（寸面刻印使用の場合）
36　・・・・・体積控除経３６ｃｍ
-4　・・・・・減　　寸４ｃｍ（丸太径４０ｃｍ）
26　・・・・・材　　長２．６ｍ
36　・・・・・体積控除経３６ｃｍ（材長省略の場合）
●　・・・・・空　　洞

（素材の表示の省略）

第９条　前条の規定にかかわらず、次の場合は、原則表示を省略するものとする。

（１）　スギ、ヒバ、イチイ以外の針葉樹一般材に係る品等

（２）　ヒバ、イチイ、広葉樹の一般材の３等材及び低質材に係る表示（ただし、土場活用販売委託以外の販売委託材は除く。以下同じ。）

（３）　針葉樹における材長３．６５ｍ及び広葉樹における材長２．６ｍ（ただし、シナノキ２．０ｍ、イタヤ２．１ｍ）並びに低質材の材長に係る表示

（４）　スギ及びヒバの素材における小の素材（径級１３ｃｍ下）・短尺材（長級２．８

ｍ未満）に係る表示

（椪検知の集計）

第１０条　椪検知については、椪別に樹種、長級、径級、品等別本数を集計し、材積を確定するものとする。なお、品等の格付は、「素材の日本農林規格」（昭和４２年１２月８日付け農林省告示第１８４１号）に基づいて行うが、次の各項に該当するものはこの限りでない。

（１）　材長が１．８ｍ未満の素材

（２）　径級が２８ｃｍ下の素材

（層積検知）

第１１条　層積検知の対象は、原料材及び低質材で、地上に巻立又は車上に積載されたものとする。

２　層積検知の方法は次によるものとする。

（１）　実材積は層積に実積換算率を乗じて算出する。

（２）　層積の算出は、椪（車上積載の場合も含む。以下同じ）片側面積×椪の巾（材長）とするが、椪の両側の面積が著しく異なると判断された場合には、上式の椪片側断面積に替えて、両側の面積の合計を２で除した値を用いる。

（３）　実積及び層積は㎥以下４位を四捨五入し、３位止めとする。

（４）　実積換算率は必ず監督職員が示す数値を用いること。

（５）　層積検知の測定単位は、ｍ以下２位を四捨五入し１位止めとする。

（樹種区分等）

第１２条　検知の樹種区分、長級区分、径級区分、品等区分は次によるものとする。

（１） 一般材

銘柄樹種名		長級区分（m）	径級区分（ｃｍ）	品等区分	摘　　要
針葉樹	スギ	１．８～２．６	９～１３	１・２等材	１．８～２．６ｍは、全径級階の材質は込
		２．７～３．５	１４～１６	１～３等材	
		３．６～４．１	１８～２２	１～３等材	
		４．２～５．９	２４～２８	１～３等材	
		６．０上	３０～３８	１～４等材	
			４０上		
	ヒバ	１．８～２．０	９～１３	１・２等材	
		２．１～２．６	１４～１８	１～３等材	
		２．７～２．９	２０～２８	１～３等上・下材	
		３．０～４．１	３０～３８	１～４等材	
		４．２～５．１	４０上		
		５．２～６．５			
		６．６上			
	カラマツ	１．８～２．６	９～１３	１・２等材	
		２．７～４．０	１４～１８	１～３等材	
		４．１上	２０～２２	１～３等材	
			２４～２８	１～３等材	
			３０上	１～４等材	
	トドマツ	１．８～２．６	９～１３	１等材	
		２．７～４．０	１４～１８	１・２等材	欄外注を除く
		４．１上	２０～２２	１・２等材	
			２４～２８	１・２等材	
			３０～３８	１～３等材	
			４０上		
	エゾマツ（アカエゾマツ）	１．８～２．６	９～１３	１等材	
		２．７～４．０	１４～１８	１・２等材	欄外注を除く
		４．１上	２０～２２	１・２等材	
			２４～２８	１・２等材	
			３０～３８	１～３等材	
			４０～４８		
			５０上		
	ドイツトウヒ	１．８～２．６	９～１３	１等材	
		２．７～４．０	１４～１８	１・２等材	欄外注を除く
		４．１上	２０～２２	１・２等材	
			２４～２８	１・２等材	
			３０上	１～３等材	
	イチイ	１．８～２．８	９～１３	１・２等材	
		３．０上	１４～２８	１～３等材	特殊用途適材以外のもの
			３０上	１～４等材	同上
	その他針葉樹	１．８～２．６	９～１３	１・２等材	
		２．７～４．０	１４～１８	１～３等材	欄外注を除く
		４．１上	２０～２２	１～３等材	
			２４～２８	１～３等材	
			３０上	１～４等材	
広葉樹	ブナ	１．８～１．９	９～２２	１～４等相当材	
		２．０～２．４	２４～２８	１～３及び４等材	
		２．６～３．４	３０～３８		
		３．６～４．４	４０～４８		
		４．６上	５０上		
	ナラ ウダイカンバ メジロカバ カツラ センノキ	１．８～２．２	１４～１８	１・２等相当材	４等一般材は、格下げによる４等材及び欠点が３等の限度を超えるもののうち、下表に該当するもの。
		２．４～２．６	２０～２２	１～３等相当材	
		２．８上	２４～２８	１～３及び４等材	
			３０～３８		
			４０～４８		
			５０～５８		
			６０上		
	ダケカンバ ニレ ヤチダモ クリ	１．８～２．２	１４～１８	１・２等相当材	
		２．４～２．６	２０～２２	１～３等相当材	
		２．８上	２４～２８	１～３及び４等材	
			３０～３８		
			４０～４８		
			５０上		
	アサダ ホオ類 キハダ類	１．８～２．２	１４～１８	１・２等相当材	
		２．４～２．６	２０～２２	１～３等相当材	
		２．８上	２４～２８	１～３及び４等材	
			３０～３８		
			４０上		
	イタヤカエデ	１．８～２．０	１４～１８	１・２等相当材	
		２．１～２．４	２０～２２	１～３等相当材	
		２．６上	２４～２８	１～３及び４等材	
			３０上		
	シナノキ	１．８	１４～１８	１・２等相当材	
		２．０～２．８	２０～２２	１～３等相当材	
		３．０上	２４～２８	１～３及び４等材	
			３０上		
	シラカバ その他広葉樹	１．８～２．２	１４～１８	１・２等相当材	
		２．４上	２０～２２	１～３等相当材	
			２４～２８	１～３及び４等材	
			３０上		
	エンジュ	１．８～２．２	９～１３	１～４等相当材	特殊用途材以外のもの
			１４～２２	１～４等相当材	特殊用途材以外のもの
		３．０上	２４上	１～４等材	同上

節		極めて３等に近いもの
曲り		６０％未満
木口割れ		６０％未満
目まわり		６０％未満
腐れ	材面	顕著でないもの
	木口	７０％未満

注：２等材のうち、以下のいずれかに該当するもの（旧２等（B）材）。
（1）　腐れ（トドマツ、エゾマツの樹心部のみに存する腐れでも各端において２０％以下のものを除く。）、虫食い又は空洞が木口に認められるが、３０％以下存在するもの。
（2）あての程度が軽微でないが顕著とは認められないもの。
（3）ぬれの程度が軽微でないが顕著とは認められないもの。
※ 長級区分は、全径級区分に適用

（２）　低質材

銘柄樹種名	長級区分（ｍ）	径級区分（ｃｍ）	摘　　要
針　葉　樹	１．８上	９～１３	２等材
		１４～１８	上記（１）欄外注に該当するもの・３等材
		２０～２８	３等材
		３０上	４等材
広　葉　樹	１．８上	１４～１８	３等相当材・４等相当材
		２０～２２	４等相当材
		２４上	一般材の摘要欄に規定されているもの以外のもの

※　低質材針葉樹は、トドマツ、エゾマツに適用。

※　長級区分は、全径級区分に適用。

（３）　原料材

銘柄樹種名	長級区分（ｍ）	径級区分（ｃｍ）	摘　　要
ス　　ギ	１．８未満	込	全部
ヒ　　バ	１．８上	込	８ｃｍ下全部及び利用不能体積５０％以上を占めるもの
カラマツ	１．８未満	込	全部
ドイツトウヒ	１．８上	～８	全部
ストローブ		９～１３	利用不能体積５０％以上を占めるもの
		１４～１８	
		２０～２８	
		３０上	
針　葉　樹	１．８未満	込	全部
	１．８上	～８	全部
		９～１３	利用不能体積５０％以上を占めるもの
		１４～１８	
		２０～２８	
		３０上	
広　葉　樹	１．８未満	込	全部
	１．８上	～１３	全部（特殊用途材としての採材が可能なものを除く）
		１４～１８	利用不能体積５０％以上を占めるもの
		２０～２２	
		２４上	

※　原料材の「針葉樹」とは、トドマツ、エゾマツ（アカエゾマツ）、ドイツトウヒに適用。

※　原料材の「ストローブ」は「その他針葉樹」を含む。

※　「利用不能体積５０％以上」とは、腐れその他の欠点により利用出来ない部分がその材積の５０％以上占めるものをいう。

※　長級区分は、全径級区分に適用。

（４）　特殊用途材

ア　バット材

銘柄樹種名	長級区分（ｍ）	径級区分（ｃｍ）	摘要等級	摘　　要
アオダモ（バット材）	１．０上	１２～１４	１等相当材	芯を外して８ｃｍ角の適材が採材できるもの
		１６～２２	１等相当材	
		２４上	１・２等材	

イ　床柱用材

銘柄樹種名	長級区分（ｍ）	径級区分（ｃｍ）	摘要等級	摘　　要
イチイ（特殊）	３．０	１４～１８	込	床柱として利用が可能なもの
	３．２上	２０～２８		
		３０上		
エンジュ（特殊）	３．０	１４～２２	込	床柱として利用が可能なもの
	３．２上	２４～２８		
		３０上		

※　長級区分は、全径級区分に適用。

（野帳の作成）

第１３条　請負者は、山元巻立椪検知及び最終巻立椪検知については、椪毎に野帳を作成するものとする。

２　請負者は概算売払材検知については、トラック一台毎等に野帳を整理作成するものとする。なお、概算売払材については、国有林野事業製品生産事業請負契約約款（平成２０年３月３１日付け１９林国業第２３８号）第３０条８項によらず、検知の検査終了時点で発注者は請負者から引き渡しを受けたものとみなす。

（野帳データの提出）

第１４条　請負者は、仕様書様式７「検知野帳」を提出する際、事前に監督職員から指示された場合を除き、電子ファイル（検知野帳情報入力）にデータを入力し、電子媒体を同時に納品するものとする。

２　請負者は、必ず監督職員が指定した電子ファイルを使用するものとする。

３　請負者は、納品する電子媒体は原則ＣＤ－Ｒとし、監督職員の了承を得た場合は、その他の媒体でも納品できるものとする。また、納品する媒体は提出前に信頼できるウィルス対策ソフトにより、その時点で最新のパターンファイルを用いてウィルスチェックを行わなければならない。

（検知業務の完了届）

第１５条　請負者は、事業完了前であっても、森林管理署長等の指示に従い、椪積みが終了したものについて、関係する帳票等を添えて仕様書様式４「事業（部分）完了届」を森林管理署長等に提出しなければならない。